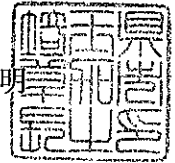


草市相よ 第 59 号

平成 27 年 3 月 23 日

草加市保育園父母会連合会  
会長 芹 澤 一 洋 様

草加市長 田 中 和 明



要望書について（回答）

日頃は、市政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先にご提出いただきました懇談会における質問事項について、次のとおりご回答申し上げます。

【質問事項】

＜草加市子ども子育て支援制度について＞

子ども子育て支援新制度が来月 4 月よりスタートします。今年度はその準備等に忙しかった 1 年と思われれます。本当に感謝いたします。今この時点で未決定事項は無いと考えていますので、次の項目について簡単に説明して頂けますでしょうか。

① 保育料について

保育料は、従来は所得税額より算出していましたが、今後は住民税額から算出に切り替わると伺いました。所得税基準から住民税基準に切り替わることにつき、さまざまなケースでのシミュレーションを行ったと思いますが、保育料が減るケース、増えるケース等、保育料についての

説明をお聞かせください。

【回答】

保育料の主な変更点は次のとおりです。

まず、従来の保育料は、所得税額を基に算定しましたが、平成27年度からは、市区町村民税で算定します。

また、平成23年度の税制改正に伴い廃止された「年少扶養控除」を個別に再計算していましたが、今回の改定に伴い、この算定は行いません。その理由として、国が示している利用者負担の上限額においては、既に「年少扶養控除の影響分が考慮されている」からです。

以上の変更点を踏まえ、平成27年度からの保育料につきましては、在園児の保護者のデータを用いて様々なシミュレーションを行い、できる限り負担増とならないようにしました。

まず、減額される世帯ですが、国のモデルケースが、「夫、妻、子ども2人」と想定されていますので、「子ども1人」の世帯は今よりも減額となる可能性があります。また、一部の階層において国の上限額に合わせ減額調整を行った世帯なども減額となります。

これらのことから、多くの世帯で額の多少はありますが、保育料が減額となると思われます。

一方で、増額となる世帯は、様々な要因が影響してまいりますので、一概にはいえませんが、前述の「年少扶養控除のモデルケース」が逆に影響し、シミュレーションでは、「子ども4人」等の多子世帯は保育料が上がる可能性があります。

この点につきまして、市で検討し、在園児について、所得や家族構成等に変更がないにも関わらず、新たな保育料が現行の保育料を上回ってしまった世帯は、金額を据え置くという経過措置を行います。

このことにより、平成27年度において所得や家族構成が同一であれば、保育料が上がるケースはありません。

続きまして、保育料額の切替え時期の変更があります。

これまでは、保育料は前年の所得税額により決定し、4月から翌年3月までの間で保育料の切り替えはありませんでした。

平成27年度からは、4月から8月までの保育料は、「前年度の市区町村民税」で決定し、9月から翌年3月までの保育料は「当年度の市区町村民税」で決定することになり、年度途中で保育料が切り替わります。

この切替えは、毎年8月中旬以降に9月以降の保育料について皆様にお知らせす

る予定です。

**【参考】**

○平成27年度の場合の算定基礎となる税

＜4月から8月までの保育料＞

平成26年度の市区町村民税（平成25年1月～12月の収入）で決定

＜9月から翌年3月までの保育料＞

平成27年度の市区町村民税（平成26年1月～12月の収入）で決定

【子ども未来部 保育課】

② 保育料の他のオプションの変更について

保育料の他に、遠足代や給食費等が別途取られることになるということはあるのでしょうか。公立だけではなく、民間の事情もご存知でしたらお聞かせください。

**【回答】**

公立保育園におきましては、現状を変更することは考えておりませんので、遠足代や給食費等を別途徴収することはいたしません。

なお、民間認可保育園につきましては、帽子や文房具、行事参加費等の実費徴収を行っていると同っております。若干の変更はあるかもしれませんが、この実費徴収につきましては、子ども・子育て支援新制度の開始とは別のものです。

実費徴収については、各民間園において園のしおりやお知らせなどで在園児の父母に周知した上で、徴収することになります。

【子ども未来部 保育課】

③ 小規模保育事業の連携施設について

草加市内でも4園が小規模保育事業に移行すると聞きました。これら4園の連携施設はすべて『幼稚園』となっておりますが、例えば卒園まで17時まで預けていた子が、幼稚園連携後には14時までしか預けられないというようなことがあるのでしょうか。その点の説明をお願いします

す。

【回答】

小規模保育事業につきましては、卒園後の受皿といたしまして、基本的に「保育園」、「認定こども園」、「幼稚園」を連携施設として「設定すること」とされておりますが、平成27年4月から5年間の間は経過措置により「設定しないことができる」とされております。

今回、小規模保育事業者に確認をいたしたところ、現在の市の認可保育園においては、3歳児の枠が十分に確保できず、各事業者独自の判断により、いずれも幼稚園を設定することと伺っております。

当市におきましては、幼稚園預かり保育推進事業として、事業実施対象園では午後5時以降までの保育を実施しており、今回の連携施設につきましては、全て事業実施園と見込んでおります。

例として挙げられております、17時まで預けることができた子どもについて、14時までになってしまうことはないと考えております。

ただし、例えば18時30分まで預けていた子どもが、連携幼稚園により、18時までとなることが想定されます。この場合は、新たに保育園の申込みをしていただくこともあります。

なお、その場合につきましては、優先事由に当たるものとして、選考上の調整指数で2点が加算されます。

【子ども未来部 保育課】

④ その他

保育者に知っておいてほしいこと（特に悪い知らせ）がありましたら随時、市のホームページでの公開や、園からのお手紙や説明会開催、場合によっては電話連絡などで、私達に積極的にお知らせください。

【回答】

保護者の皆様へのお知らせにつきましては、随時、園からの手紙や、全体に関することについては、市のホームページまた、災害時等においては、

災害時こども安心メールなどにより周知を図ってまいります。

【子ども未来部 保育課】

＜保育内容の改善について＞

日ごろの保育園運営に感謝いたします。子ども子育て支援新制度とは直接的な結びつけは有りませんが、私達保護者から声が上がっている次のことについて早急な対応をお願いいたします。

① 土曜延長保育の実施のお願い

現在、たかさご、やつか、きたや、やなぎしま、こやま、やはた分園の6園で土曜日の延長保育を行っておりません。同じ保育料を支払っているのにサービスに差があると保護者の不公平感がぬぐえません。正規職員の配置や臨時職員の労働環境などの要因があるかと思われませんが、差別解消のため、全園での土曜延長保育の実施をお願いいたします。

【回答】

全ての園で土曜日の延長保育の実施については、近年の保育士不足により、保育士の十分な確保ができない現状では、全園での延長保育を実施することは難しいものと考えております。

なお、様々な方法で保育士の確保に努めておりますが、草加市の基準での人員配置や育成保育の実施など保育の水準を維持するため、ご理解を賜りたいと思います。

【子ども未来部 保育課】

② 0歳児がいる全園で看護師配置を

数園において、0歳児が居るにもかかわらず看護師が常勤していない園がございます。その分保育士が加配されているには大変ありがたいことですが、些細な事故でも保育士だけでなは心細いとの現場の声もあります。特にしのは保育園の保護者は長年看護師配置を要望してきました。先の土曜保育の件とも類似しますが、一方の園では看護師がいるのにも

かかわらず、他方には居ないという状況はやはり不公平感を生みます。

『広報そうか』で看護師を募集しているのを頻繁に見かけ、市として努力している様子も伝わってまいります。結果的に配置されていない状況です。この状況をどうか打破していただき、0歳児がいる全園で看護師の配置をお願いします。

**【回答】**

正規職員の看護師につきましては、平成26年度は採用試験を3回実施してきましたが、平成27年度につきましても引き続き採用試験を実施し、必要な人員の確保に努めてまいります。

また、臨時職員の看護師につきましては、随時、「広報そうか」等で募集を行っておりますが、全園における看護師配置は厳しい状況ですが、今後も、継続的に有資格者の募集を行い、人員確保に努めてまいります。

【子ども未来部 保育課、総務部 職員課】

＜病児保育の充実、育成保育の充実について＞

日ごろの保育園運営に感謝いたします。子ども子育て支援新制度とは直接的な結びつきは有りませんが、私達保育者から声が上がっている次のことについて早急な対応をお願いいたします。

① 病児保育の充実

私たち父母連が毎年行っているアンケートの結果、保護者からの要望2位に挙げたものが『病気の時に預けられる施設の充実』でした。草加市内では病児を預けられる施設は草加駅前のファミリーサポートの事業しかありません。ファミサポは、病児保育以外でも、子育てに困ったときに頼りになる非常に心強い味方で、その存在はかけがいの無いものです。事業継続ありがとうございます。しかし、受け入れていただける預け先がほとんどなく、いざ利用したくてもできないことが多いのが現状です。そのような結果として利用者数が少なく計上されてしまってい

ます。さらにその結果として、草加市子ども子育て事業計画では、「利用者が少ないので現状維持とする」とされてしまっています。毎年「病児保育の拡充、育成保育の充実を訴えてきた私達にとって、『市は保護者の気持ちを全く理解していない』という考えを持ってしまう保護者が居てもおかしくないのではと考えます。子どもが病気の際は子どものために保護者が面倒を見てあげるべきという意見も理解は出来ませんが、昨今の就業事情を鑑みますと、それも難しくなってきていることはご理解ください。

よって、病児を預ける環境、特に施設型の病児・病後児保育施設の拡充を切に願います。また、その利用料金も高額となっていますので、市からの補助額を増額していただけると大変ありがたいです。

#### 【回答】

病児保育を担っているファミリー・サポート・センターに確認をしたところ、お預かりをお断りしたことはほとんどないとのことでした。

しかしながら、市といたしましても実際に利用することができなかつた実態を把握するために、具体的な事例がございましたら、後日所管の保育課にご連絡いただければと思います。

なお、草加市子ども・子育て支援事業計画におきましては、草加市子ども・子育て会議で議論されましたが、現時点でファミリー・サポート・センターでの対応が可能であり、また、例えば施設型として医療機関に併設したとしても、お預かりできる人数は2人程度になることから、仮に感染症の流行等で病児が多数となった場合、市の対応は困難であり、ファミリー・サポート・センターでのお預かりを基本とさせていただいております。

【子ども未来部 保育課】

#### ② 育成保育について

公立保育園での育成保育対象児の受け入れ、ありがとうございます。  
しかしながら公立保育園のみでの受入れとなると、今後の公立保育園と

民間認可保育園の比率や、民間認可保育園でのノウハウの蓄積等を考えると問題があるのではと考えます。是非とも、民間認可保育園でも育成保育を実施するよう検討してください。

育成保育対象児童が時間外保育や延長保育を希望している場合は、今後も希望している園児全員が利用できるような必要な人的配置をお願いいたします。

また、近年は育成保育対象児が増えているという認識ですが、現場の保育士、看護師や保育課の職員を対象とした障害に関する研修・学習を充実させてください。

#### 【回答】

民間認可保育園での育成保育の実施についてですが、現状では比較的軽度の状態でありましたら各民間園において確認の上、お預かりしております。

平成26年度につきましては、一部の民間園で発達障がい等の診断書のある子どもをお預かりし、保育士を加配しています。保育士を加配した場合には補助金の交付があります。

ただし、各保育園による受入態勢の可否や保育士が不足する中で、保育士の確保の課題もあり、育成保育の実施については、状況を見ながらの検討事項となっております。

また、育成保育対象児の時間外保育や延長保育、土曜保育につきましては、各園とも人員配置に努めておりますが、原則として、健常児と同様の保育時間となります。

なお、育成保育対象児である子どもの心身の状況を踏まえ、少しでも早く各家庭で保護者の方と過ごされることが望ましいなどの保育士の判断から、保育をお断りする場合もございます。この点ご理解をいただきますようお願いいたします。

また、保育士等を対象とした障がいに関する研修・学習といたしましては、各種研修機会の充実に努めております。



例えば、育成保育研修会として、公立保育園の育成保育の実践報告や、講師を招いて「発達が気になる子と保護者の支援について」の講演を行い、公立・民間含めて多くの職員が参加しております。

【子ども未来部 保育課】

＜職員がいつまでも働き続けたいくなるような職場環境づくりを＞

①保育士の確保

保育士が少ないために、施設の枠はあるのに保育園に入園できない、という問題を以前より提言させていただいています。子ども子育て支援新制度が始まり、また、民間園もありがたいことになりました。このような中で、保育職員の募集は非常に困難になってきていると思われれます。集まらない原因は、待遇の低さにあるのではないかと私たちは考えています。よって、正規職員の採用を増やしてください。正規職員の採用が難しいのであれば臨時職員に頼らざるを得ないという実情は、ある程度はやむを得ないことであると理解はできます。しかしながら募集をかけても集まらないのが現状です。質の高い臨時職員を一人でも多く確保するため、そしてその方々の生活を保障するため、臨時職員の待遇をいまいちど見直してください。

【回答】

保育士の確保につきましては、保育士不足が当市に限らず、全国的な課題となっております。正規職員につきましては、より多くの有能な人材を確保するため、他の職種と比較し採用の年齢要件を緩和して募集するなどの取組を行ってきたところです。

人材の確保は、地方自治体の職員数を減らしていく国の定員適正化計画の影響もあり、正規職員を大幅に採用することはできません。今後とも退職者の状況等を考慮した上で、関係部局と必要な調整を行い、再任用職員、臨時職員等を活用する中で、引き続き適正な職員配置に努めてまいります。

また、臨時職員の待遇改善につきましては、これまで、通勤手当の支給

や忌引休暇の付与等一定の改善を図るほか、保育園など児童福祉施設に勤務する臨時職員には期末手当を支給しており、近隣市と比較いたしましても一定の水準になっているものと考えております。

なお、平成26年度においては、保育園など児童福祉施設に勤務する臨時職員に支給する期末手当の支給割合の引上げや、平成27年1月からは時給単価の引上げを実施いたしました。

今後におきましても、市の財政事情や近隣市の状況等を勘案しながら、労使間で協議を行ってまいります。

【総務部 職員課】